

JR
総連**闘争本部情報**

第19号

全日本鉄道労働組合総連合会 <http://www.jr-souren.com/>**労働者の良心をかけて闘う！**第1回
公判で**意見陳述**

公判報告集会で決意を語る松崎氏と弁護士

元JR総連特別顧問の松崎氏が講談社と西岡氏を訴えた裁判の第1回公判が12月4日開かれ、代理人による冒頭意見陳述をおこないました。

この裁判で被告らは、JR総連やJR東労組が結成以降おこなってきた安全への取り組みや社会貢献活動などを、その『答弁書』で「不知」と一蹴。さらに『週刊現代』誌上で展開されている「テロリスト集団であり」「列車妨害を含む犯罪をおこなっている集団」「テロリストに乗っ取られている」は、「どの記載から導かれるかについて明確に説明されていない」として「求釈明」を求めるなど、争う姿勢です。

『週刊現代』での「テロリスト」宣伝は、既に20回。マスメディアが公安情報などに基づく記述などに依拠して誌上で攻撃する状況は異常です。さらに御用組合がこれに加担し、後押しすることは断じて許せません。現在、この裁判のほか、JR総連とJR東労組、美世志会・梁次氏の三者、さらに全国で38人(12月5日現在)の組合員が本人訴訟を起し、背後に蠢く「ドス黒い」流れを暴きだし、反弾圧の闘いを進めています。この闘いは、労働者の良心を代表し、労働者の名誉をかけて権力に立ち向かう闘いです。運動の広がりを組織の隅々まで行き渡らせ、さらに反撃の橋頭堡を広げていこうではありませんか。

(事頁「意見陳述」)

訴訟代理人団冒頭意見書

原告 松崎 明
被告 株式会社講談社 外1名

当事者間の平成18年(ワ)第23275号損害賠償請求事件について、審理を開始されるに当たり、訴訟代理人らは裁判所に対して冒頭に意見を申し述べる。

平成18年12月4日

原告訴訟代理人代表 弁護士 前田 知 克

東京地方裁判所第13民事部 御中

- 一、本件は原告松崎明に対して、「被告講談社の発行する週刊現代は、現代世界では最大級の非難となるテロリスト」という表現を用い、ほぼ毎週、原告の顔写真を掲載して、原告とJR総連、JR東労組を攻撃する記事を連載し、その連載は本年7月以来6ヶ月にわたり、20以上に及んだ。
- 二、被告らは記事において、原告が運輸事業の安全問題をはじめJR総連やJR東労組を指導し実現してきた数々の業績に一言も触れることなく、敵意を抱く悪意に満ちた発言を並べ、原告に対する事実を反する中傷を繰り返してきたものである。
- 三、被告講談社は週刊現代の各号発刊の度に被告西岡の執筆になる文を掲載し、「乗客の生命が「人質」にされた」「妖怪」「革マル派最高幹部」「億円超資産」を「横領」で作った」「逮捕されて当然」「松崎明の横領現場」などと原告を罵倒する文言を含む新聞広告と車内中吊り広告を掲出してきた。これらは既に数限りない人々の目に触れ、原告があたかも凶悪な犯罪者であるかのような印象を広範に植えつけてきた。
- 四、これらの記事のどの部分が名誉毀損に当たるのか指摘せよという主張が被告らからなされているが、いずれ必要に応じて細かく指摘することとするとしても、これらの記事の全般がそれに該当するもので、部分部分を引き出して指摘することは不可能なくらい全体が汚れていて部分的につまみ出すこともできないほど全体が名誉毀損に該当する文言で溢れている。
まことに拙劣で品性も品格もない記事である。自分がこの記事の対象になって書かれていることを想定すれば容易に分かることである。
- 五、記事が原告の家族までも標的にして執拗に攻撃していることは卑劣というほかない。この4年間に行われた警視庁公安部による度重なる違法かつ不当な家宅搜索とあいまって、この連載記事により原告とその家族が受けた被害は筆舌に尽くしがたいものである。
- 六、「松本サリン事件」の河野義行氏や「ロス疑惑事件」の三浦和義氏の例に見られるように、マス・メディアの誤った記事により無実の市民がいわれのない攻撃を受け、癒しがたい苦痛を味わった事例は多数あるがこれらを繰り返させてはならないのである。そのような自らの犯した過ちを反省することなく、営利を求めて事実を反する無責任な記事を作成し、掲載することはメディアの自殺行為である。

七、これらの違法行為の基本をなすのは、JR総連や傘下の組合、あるいは提携する諸団体が、革マル派という団体の影響・支配下にあるという架空の前提を立て、これらの組合団体に「革マル派」というレッテルを貼り付けることによって、現在これらの団体や個人に対して違法な権力の行使をしている公安警察の意図にそってその活動を助けているものと考えられる。

八、現在の警察公安はかつての戦前、戦争中の特別高等警察（特高）のように執拗に、戦争に反対し平和憲法を護ろうとする国民や労働組合に対し、政府与党の方針に反対する者として意図的に弾圧していることは周知の事実である。立川での自衛隊宿舎に対するビラ撒き事件、休日に政府批判のビラを配布した公務員を逮捕するなど治安維持法時代のようなやり方を露骨に繰り返している。そこには憲法の存在など忘れ去られたようになっている。警視庁公安は全日本鉄道労働組合総連合会（JR総連）やJR東労組に対して執拗な攻撃をくわえている。それはこれらの組合が、現在の憲法や教育基本法を変えて平和と人権を護って来た態勢を変更しようとする政府与党の方針に反する平和擁護運動に熱心で、政府・与党にとっては邪魔であるからである。これらの違法な警察の行為に対しては、その被害を被った各組合から損害賠償請求の訴訟が提起され、現在東京地裁と東京高裁に係属している。本件の一連の記事は、この公安警察の方針に雷同して、もしくはそれと共同してこれらの組合に対する攻撃をしかけていると見られても当然のことである。

九、治安維持法時代の横浜事件はマスメディア・ジャーナリストにとって忘れてはならない教訓であるはずである。権力に迎合しその意図に従うメディアを維持し、その意図に従う記事を書いておればそのメディアやジャーナリストは安全である。もし国家権力に対する批判精神を失ったメディアが、時の権力者の流す情報に操られ、民衆を煽り唆すならば、かつて「非国民」「アカ」の名で戦争に反対する良心の声を封殺し、破局へと突き進んだ暗黒の歴史を繰り返すことになるだろう。

十、本件訴訟の対象の記事は、事実に基づかない虚偽に満ちた話を作り上げ意図的に原告松崎はもとよりその所属するJR総連とJR東労組に打撃を与えるべく書かれた記事であり、今回の連載記事で、一般国民の知りえない公安当局のみが知り得ている情報が数多く引用されていることは、この記事を書き、また発行した者はその公安と気脈を通じ、公安の意図に応じて書き発行しているとしか考えられない。本来、為政者の不正を監視すべきメディアが、時の権力を批判する者を権力者の流す情報に依拠して執拗に攻撃する状況は異常と言うべきであるが、被告らにとっては正常だということであろうか。

十一、現在の政治状況、特に、自衛隊の海外派遣に象徴される政府や国家権力機関等による戦前への回帰風潮、戦争ができるように憲法を変え、教育基本法を変えようとする政府の動向に対する危惧が良識ある国民から警告されていることは周知の事実であり、政府の動向に反対する者を弾圧し排除しようとする権力の行使に便乗して本来のジャーナリズムの本質を忘れた本件のような記事を書き、それを掲載して販売する者らはこれと軌を一にするものとされても言い訳が出来ないものである。原告らは、このような事態を座して見過ごすわけにはいかない。

十二、本来の使命を見失い、批判精神を失い、罪なき市民を犠牲にして営利を追い求め、時の様力に迎合する現存のマス・メディアの不正な姿に警鐘を鳴らすため、またそのために犠牲になった原告を含む多くの人達の為にも正義を確立するため、人権の保護と法と理性に基づく厳正な審理を要望するものである。